

第5次

かいせい男女共同参画

プラン



令和8年3月

開成町

はじめに

～だれもがともにあらゆる分野で参画するまちの実現～

「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに担うべき社会を言います（男女共同参画社会基本法より）。

開成町では、「男女共同参画社会」の実現に向けて、平成8年に「かいせい女性プラン」を、平成14年に「かいせい男女共同参画プラン」を策定、3度の改定を実施する中で、さまざまな分野において男女共同参画の推進に努めてまいりました。

少子高齢化が想定以上のペースで進行し、国際的視野においては、グローバルジェンダーギャップ指数が著しく低い我が国において、その実現に向けた取り組みの重要性は増えています。また、様々なハラスメントやDVの根絶、性別役割分担意識の解消、共働き世帯の増加に代表される社会環境とニーズの変化への対応などが引き続き求められています。

開成町は、これらの経緯や背景を踏まえ、「第4次かいせい男女共同参画プラン」を改定する形で、令和13年度までを計画期間とする「第5次かいせい男女共同参画プラン」を策定いたしました。

「あらゆる分野で、だれもが個性と能力を発揮できる社会環境づくり」を基本理念に掲げ、「だれもがともにあらゆる分野で参画するまちの実現」を目標といたします。

「男女共同参画社会」の実現に向けて、町民の皆様をはじめ、各種団体や事業者の皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご力添えをいただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に際し、貴重なご意見をお寄せいただきました「かいせい男女共同参画推進ボランティア」をはじめとする町民の皆様に、こころより感謝申し上げます。

令和8年3月

開成町長 山 神 裕

目次

序論

1.	プラン策定の趣旨	2
2.	プラン策定の背景	3
3.	開成町の現状	5
4.	基本理念	9
5.	目標	10
6.	プランの性格・期間	11
7.	プランの推進	12

事業計画

	プランの体系図	15
第1章	男女共同参画社会への環境づくり	17
	[第1節] 男女共同参画の意識づくり	18
	[第2節] 学校における人権教育の推進	22
第2章	あらゆる分野における男女共同参画の推進	24
	[第1節] 仕事と家庭生活の両立支援	25
	[第2節] 女性が活躍できる労働環境の整備	28
	[第3節] 政策・方針決定の場への共同参画	30
	[第4節] 男女共同参画による地域活動の推進	33
第3章	暮らしやすい地域づくりと人権の尊重	34
	[第1節] 子育てを支える地域づくりの推進	35
	[第2節] 高齢者の自立支援	37
	[第3節] 生きがいづくりと健康維持	39
	[第4節] 人権を尊重した生き方の啓発と支援	42
	[第5節] 多様な性を尊重する社会の実現	46



1 プラン策定の趣旨

現在、男女平等の実現に向けた取り組みは、世界的に様々な分野で幅広く進められています。

わが国においても、少子高齢化の進展など社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。

このような状況の下、本町では平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法に基づき、平成14年度に6年間を計画期間として「かいせい男女共同参画プラン」を策定しました。

プラン推進のため、各種審議会委員等への女性の積極的な参画を促すなど様々な町施策を展開する中で、平成20年度、平成26年度にそれぞれ次の6年間に向けた計画の策定を行いました。

その後、引き続き6年間を計画期間とする第4次計画の策定を経て、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の改正や国の第5次男女共同参画基本計画策定等、新たな国の方針を踏まえた計画として、令和8年度からの6年間を計画期間とする、「第5次かいせい男女共同参画プラン」を策定しました。

第5次計画では本計画の上位計画である町総合計画と同じ指標を組み込むことで、一体的な計画管理を進めていきます。



2 プラン策定の背景

(1) 国際的な動き

1975（昭和50）年に「国際婦人年世界会議」が開催されました。この会議では、「平等・発展・平和」を目標に世界的規模で女性の地位向上を図るために各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

1979（昭和54）年、国連総会では「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が批准され、男女平等へ向けた各国の具体的な取り組み指針とされています。

2000（平成12）年には、国連特別総会「女性2000年会議」で「北京行動綱領」に関する各国の実施状況についての検討と評価をするとともに、女性に対するあらゆる形態の暴力に関する多くの取り組みが提案されました。

2015（平成27）年には、健康・福祉やジェンダー平等を盛り込んだ「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」が国連において採択されました。

2020（令和3）年には、ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム（Generation Equality Forum/GEF）が国連で開催されました。

(2) 国の動き

1975（昭和50）年に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が総理府（現内閣府）に設置されました。

1999（平成11）年6月には、「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されました。この基本法は、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うべき社会」とし、男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進していくことを目的としたものであり、その制定は大きな意義を持つものです。

2000（平成12）年には、同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、2002（平成14）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されました。

2015（平成27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布・施行されました。

(3) 神奈川県動き

1982（昭和57）年には、女性の自立と社会参加を進めるための「かながわ女性プラン」を策定するとともに、全国に先駆けた女性総合施設である「神奈川県婦人総合センター」をオープンしました。その後、差別の解決に向けた具体的な取組が展開されてきました。

2002（平成14）年には、県内事業者及び県民の責務を明らかにし男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的に、「神奈川県男女共同参画推進条例」が施行されました。

(4) 開成町の動き

1991（平成3）年、女性行政を推進するため町教育委員会学務課（現学校教育課）から企画課（現企画政策課）に女性行政の担当を移管するとともに、「開成町女性行政推進委員会」を設置しました。

1996（平成8）年には、男女が平等で生き生きと暮らしやすい「男女共生社会」への施策の方向を明らかにした「かいせい女性プラン」を策定しました。

2002（平成14）年には、「だれもがともにあらゆる分野で参画するまち」をめざし、計画期間を6年間とする「かいせい男女共同参画プラン」を策定しました。

2020（令和2）年には、その後の国・県の動きを踏まえ、令和7年度までの6年間を計画期間とする「第4次かいせい男女共同参画プラン」を策定しました。

● コラム①

【男女共同参画週間について】

内閣府が設置する男女共同参画推進本部は、「男女共同参画基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえて、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じて男女共同参画についての理解を深めることを目指しています。

この期間には、全国の各都道府県や市区町村も国の行事に連携・協力して、男女共同参画社会の実現に向けた事業を実施します。

（内閣府男女共同参画局HPより抜粋）

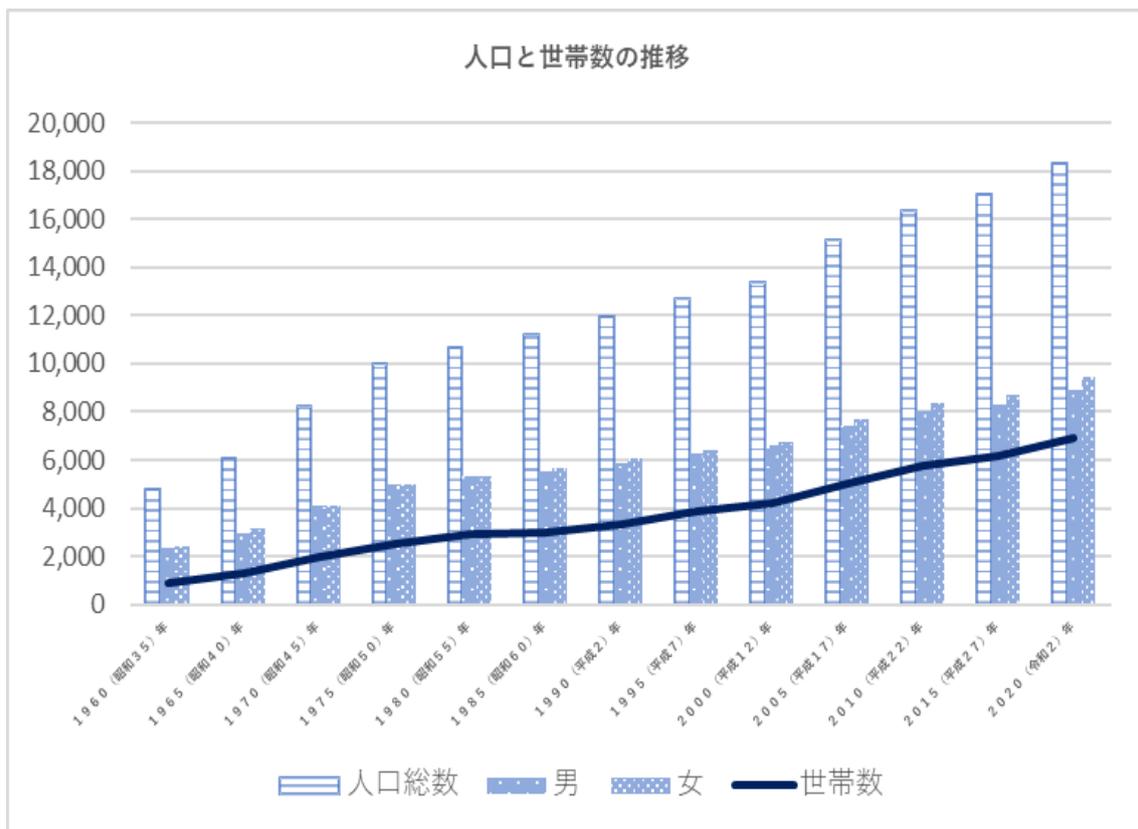
3 開成町の現状

① 人口と世帯

本町の人口は、酒田村と吉田島村が合併して町制を施行した昭和30年の4,633人から、50年後の平成17年には15,123人、65年後の令和2年国勢調査では18,329人と着実に増加し、令和2年国勢調査での人口増加率は県内市町村で第1位となっています。

男女別の人口の推移は、昭和45年、55年を除き、女性が上回っており、令和2年では、男性8,911人、女性9,418人で女性が507人上回っています。

世帯数では、転入や核家族化による世帯分離などにより、昭和30年の801世帯から令和2年国勢調査では、6,936世帯と大幅に増加しています。しかし、1世帯当たり人員は昭和30年の5.78人から令和2年には2.64人と減少を続けています。



(単位：人、%、世帯)

年別	人口			性比	世帯
	総数	男	女		
1955(昭和30)年	4,633	2,301	2,332	98.7	801
1960(昭和35)年	4,781	2,339	2,442	95.8	870
1965(昭和40)年	6,065	2,933	3,132	93.6	1,286
1970(昭和45)年	8,205	4,110	4,095	100.4	1,954
1975(昭和50)年	9,972	4,958	5,014	98.9	2,492
1980(昭和55)年	10,673	5,339	5,334	100.1	2,895
1985(昭和60)年	11,227	5,541	5,686	97.4	3,014
1990(平成2)年	11,941	5,873	6,068	96.8	3,355
1995(平成7)年	12,698	6,267	6,431	97.4	3,843
2000(平成12)年	13,396	6,637	6,759	98.2	4,208
2005(平成17)年	15,123	7,434	7,689	96.7	5,035
2010(平成22)年	16,369	8,006	8,363	95.7	5,749
2015(平成27)年	17,013	8,292	8,721	95.1	6,169
2020(令和2)年	18,329	8,911	9,418	94.6	6,936

* 性比…女性 100 人に対する男性の人数

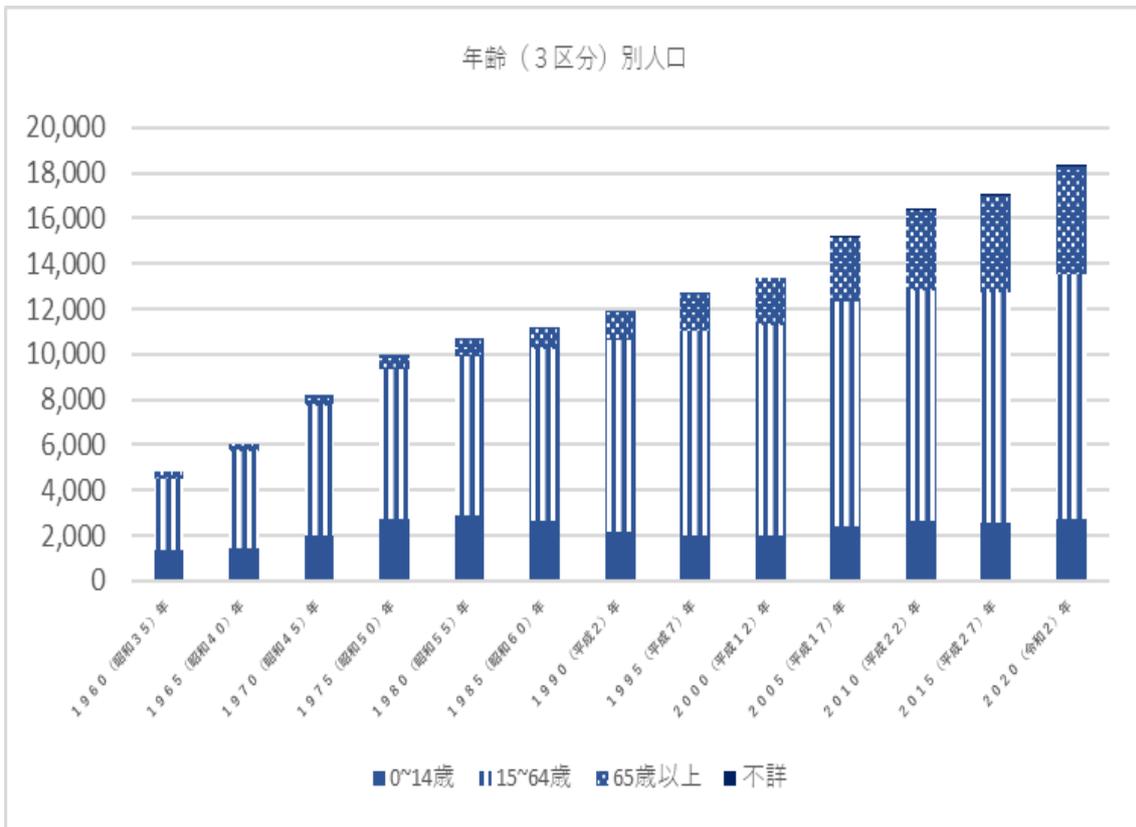
(資料：国勢調査)

② 年齢（3区分）別人口

国勢調査結果に基づく年齢（3区分）別人口は、生産年齢人口である15歳から64歳の階層は昭和30年から一貫して増加していますが、平成27年の調査から若干の減少に転じています。

最近の20年間では65歳以上の階層の老年人口が増加しており、平成27年には老年人口割合が25.08%に達し、令和2年には26.1%と神奈川県との25.6%より0.5ポイント高く、老年人口の増加が進んでいます。

一方で0歳から14歳の階層の年少人口の割合は、14.8%と神奈川県との12.0%より2.8ポイント高く、県内市町村で第1位の割合となっています。



(単位：人)

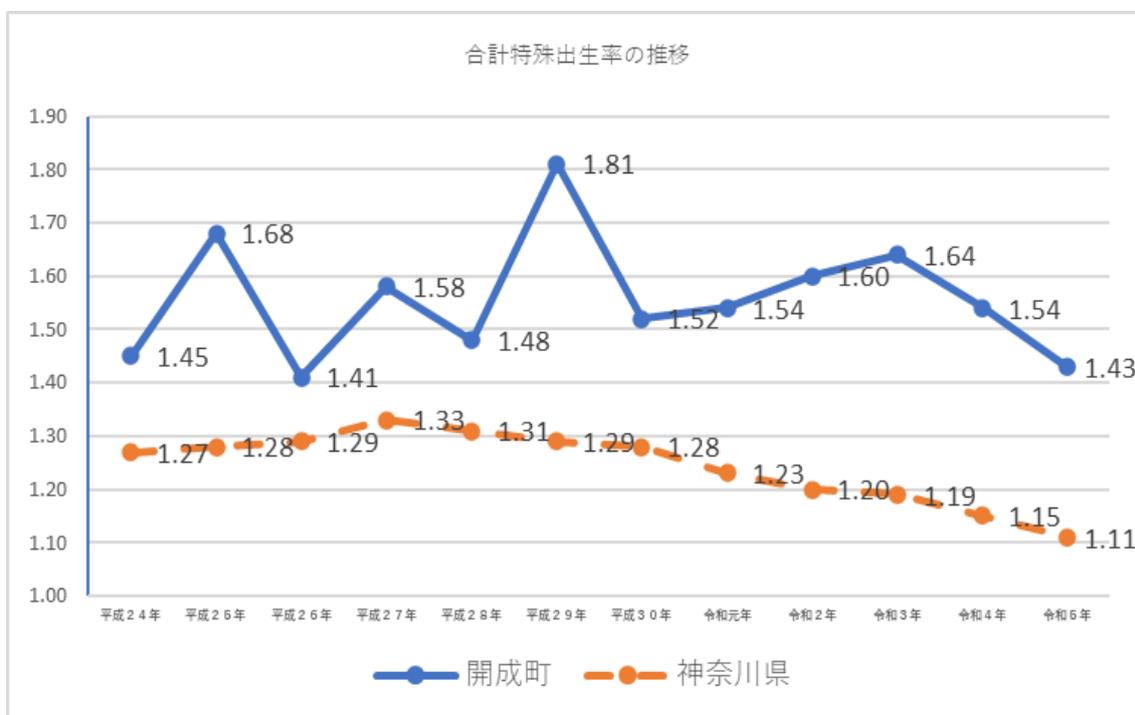
年別	0~14歳	15~64歳	65歳以上	不詳	人口総数
1960(昭和35)年	1,386	3,072	323	0	4,781
1965(昭和40)年	1,396	4,289	380	0	6,065
1970(昭和45)年	1,977	5,760	468	0	8,205
1975(昭和50)年	2,730	6,642	600	0	9,972
1980(昭和55)年	2,868	7,029	776	0	10,673
1985(昭和60)年	2,634	7,578	1,015	0	11,227
1990(平成2)年	2,175	8,476	1,290	0	11,941
1995(平成7)年	1,962	9,082	1,654	0	12,698
2000(平成12)年	2,027	9,241	2,128	0	13,396
2005(平成17)年	2,393	9,920	2,807	3	15,123
2010(平成22)年	2,629	10,217	3,518	5	16,369
2015(平成27)年	2,595	10,125	4,259	34	17,013
2020(令和2)年	2,709	10,804	4,768	48	18,329

(資料：国勢調査)

③合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は、県内では高い数値で推移しています。県内の市町村では常に上位で推移しており、令和5年における本町の数値は1.43と県内第2位です。県の合計特殊出生率が1.11であることからしても、高い数値であることが分ります。

(単位：人)



(資料：統計かいせい、神奈川県衛生統計年報)



4 基本理念

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

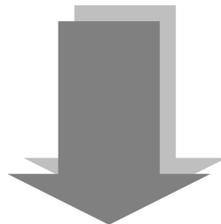
【男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布、施行）第2条（定義）より】

男女共同参画社会基本法の基本理念

- 男女の人権の尊重（第3条）
 - ・男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。
- 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
 - ・固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
 - ・男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。
- 家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）
 - ・男女が対等な家庭の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。
- 国際的協調（第7条）
 - ・男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

国民の責務（第10条）

・男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。



地方公共団体の責務（第9条）

・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組みます。
・地域の特性を生かした施策を展開します。

かいせい男女共同参画プランの基本理念

あらゆる分野で、だれもが個性と能力を発揮できる社会環境づくり

5 目 標

『だれもがともにあらゆる分野で参画するまちの実現』

あらゆる分野で、男女がお互いの人権を尊重し、共に責任を担い性別にかかわらず、だれもがそれぞれの個性と能力を発揮できる社会をめざします。

6 プランの性格・期間

■プランの性格及び位置付け

- ① このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定しています。
- ② このプランは、
「かいせい男女共同参画プラン」
計画期間：2002（平成14）年度～2007（平成19）年度【6年間】
「かいせい男女共同参画プラン(改定版)」
計画期間：2008（平成20）年度～2013（平成25）年度【6年間】
「第3次かいせい男女共同参画プラン」
計画期間：2014（平成26）年度～2019（平成31（令和元））年度【6年間】
「第4次かいせい男女共同参画プラン」
計画期間：2020（令和2）年度～2025（令和7年度）【6年間】
の各プランを継承するものです。
- ③ このプランは、「第六次開成町総合計画」を上位計画とし、その個別計画として位置付けるものです。また、「開成町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「開成町子ども・子育て支援事業計画」、「開成町健康増進計画・食育推進計画」や「開成町協働推進計画」など他の部門別計画とも整合を図り、策定しています。
- ④ このプランの第2章第1節から3節は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める市町村推進計画として位置付けています。
- ⑤ このプランの第3章第4節は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、本町の基本的な計画として位置付けています。
- ⑥ このプランは、「開成町町民意識調査」（令和5年5月実施）の結果などを参考に策定しています。
- ⑦ このプランは、本町における男女共同参画社会の実現をめざして、町民、事業者、行政（町）が取り組むための指針となります。

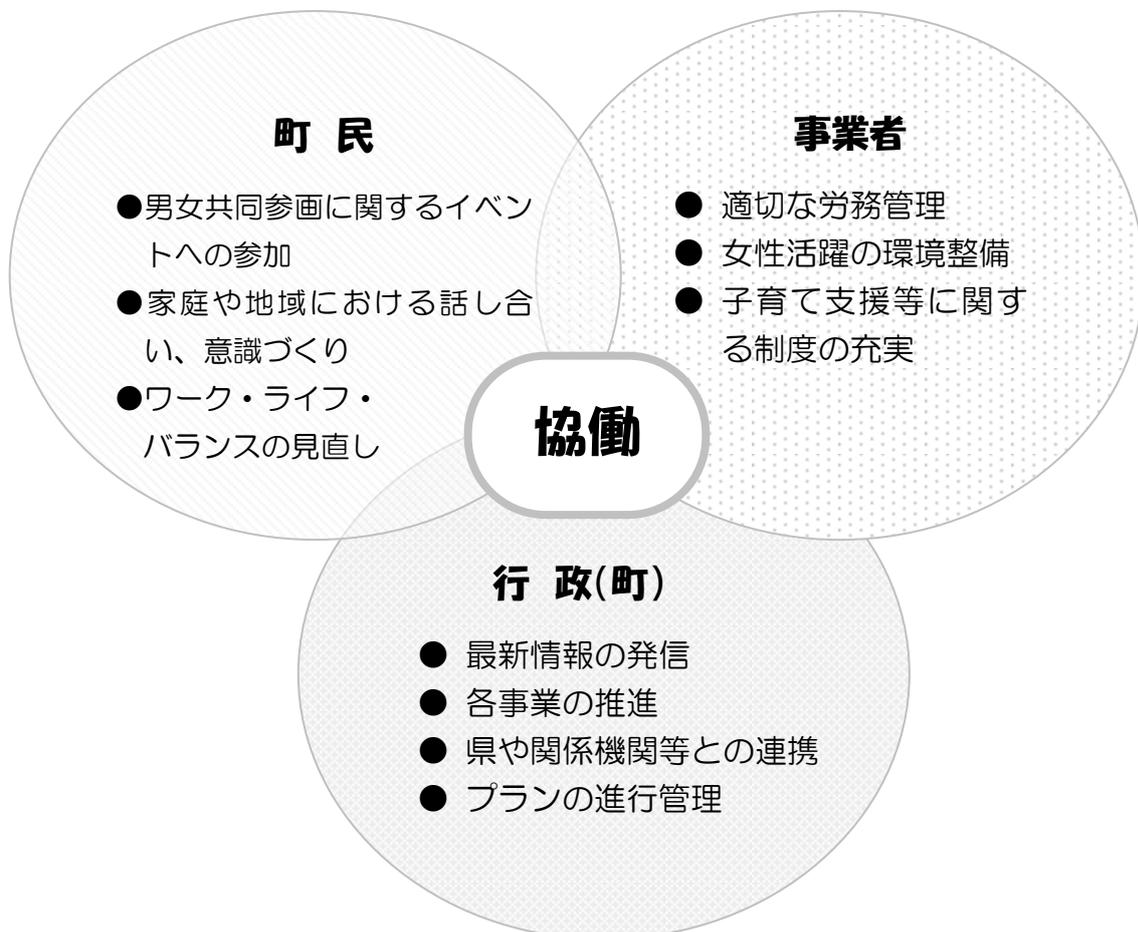
■プランの期間

この計画は、2026（令和8）年度から、2031（令和13）年度までの6年間を計画期間とし、社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行います。

7 プランの推進

男女共同参画社会を実現するためには、町民、事業者と行政（町）が協働でプランを推進していく必要があります。そこで、次の取り組みによりプランを推進します。

- ① 町民参加による推進
 - 町民参加の積極的取組である男女共同参画推進ボランティアの活動を、町として積極的に支援し、充実を図ります。
 - 町民や事業者への男女共同参画に関する情報の提供と共有に努めます。
- ② 関係機関等や事業者との連携
 - 県、近隣市町村や事業所等と連携して、事業協力や意識啓発等の取組を進めます。
 - 会議や研修会等に出席して最新の情報の収集に努めます。
- ③ 計画の進行管理
 - 上位計画である総合計画と一体的に進捗管理していきます。
 - 庁内において、プランの進捗状況調査を毎年実施し、目標の達成状況を確認して適時公表します。





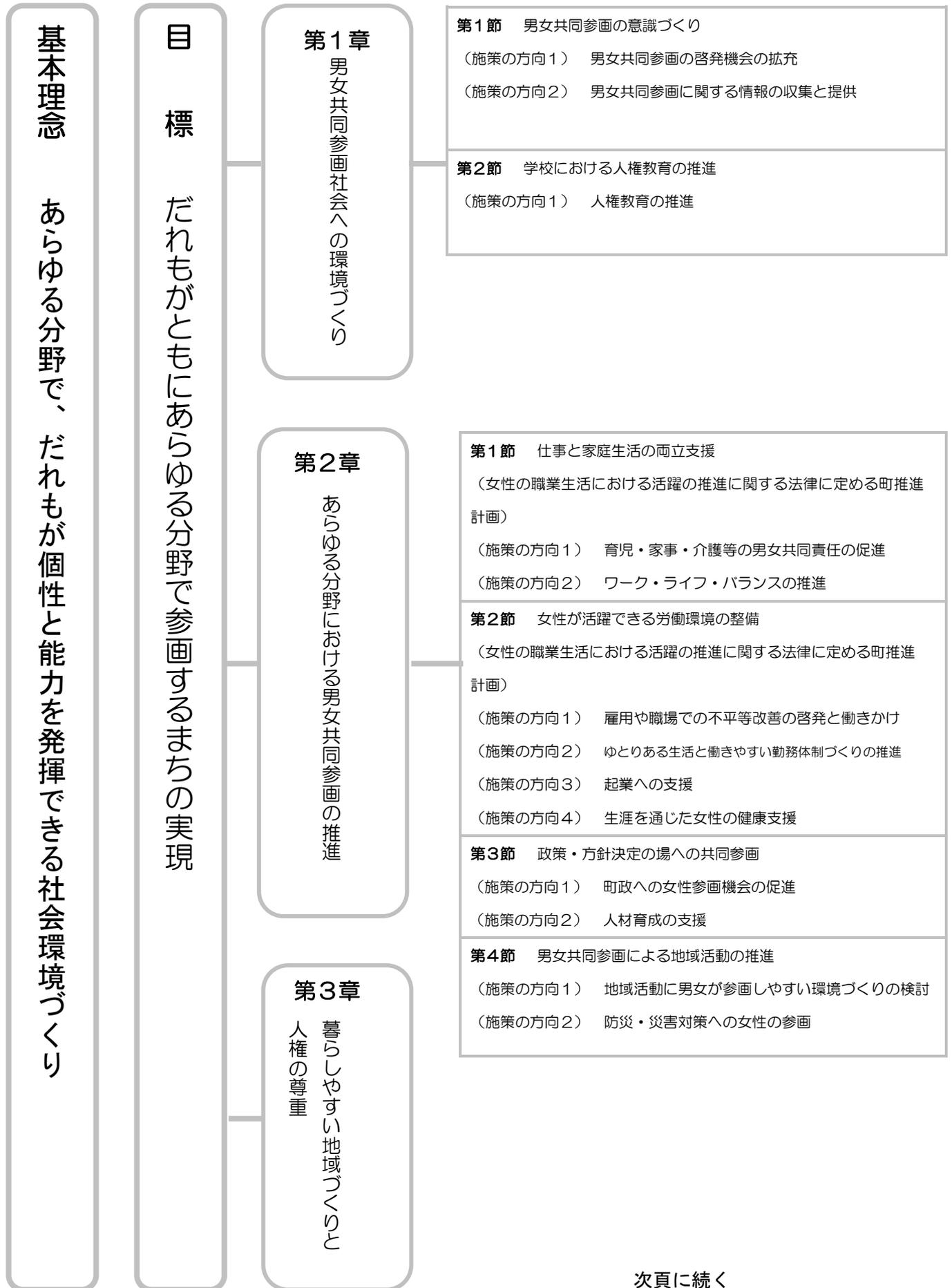
— 体 系 図 —

第1章 男女共同参画社会への環境づくり

第2章 あらゆる分野における男女共同参画の推進

第3章 暮らしやすい地域づくりと人権の尊重

プランの体系図



次頁に続く

第3章

暮らしやすい地域づくりと人権の尊重

第1節 子育てを支える地域づくりの推進

(施策の方向1) 子育て環境の整備

第2節 高齢者の自立支援

(施策の方向1) 地域で支える高齢者の自立と介護者への支援

第3節 生きがいづくりと健康維持

(施策の方向1) 生きがいづくりの支援

(施策の方向2) 生涯にわたる健康づくりの推進

(施策の方向3) 女性の権利の尊重と性についての意識啓発

第4節 人権を尊重した生き方の啓発と支援

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく町基本計画)

(施策の方向1) DV等の根絶に向けた環境づくり

(施策の方向2) DV等の被害者の支援

第5節 多様な性を尊重する社会の実現

(施策の方向1) 性的マイノリティに対する支援・理解の促進

第1章

男女共同参画社会への環境づくり

現状と課題

社会制度や慣行は、それぞれの歴史や経緯を持って生まれてきたものではありませんが、男女共同参画社会の実現という視点から見た場合、現代社会における生活や価値観の多様化に対応するため、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、男女が自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画することができる社会の実現に向けた取組が必要です。

1999（平成11）年の男女共同参画基本法制定以降、日本における男女共同参画社会の形成への取組は確実に進んでいますが、一方でジェンダーギャップ指数（*コラム②）等を見ると、依然として社会制度や慣行による男女間の不平等が、男女共同参画社会を形成していく上での障壁として残っています。それらを改善していくために、男女共同参画について考える機会を積極的に提供するとともに、地域社会に浸透させていく必要があります。

施策方針

「男女が互いの個性と人権を尊重する意識の醸成を進めます」



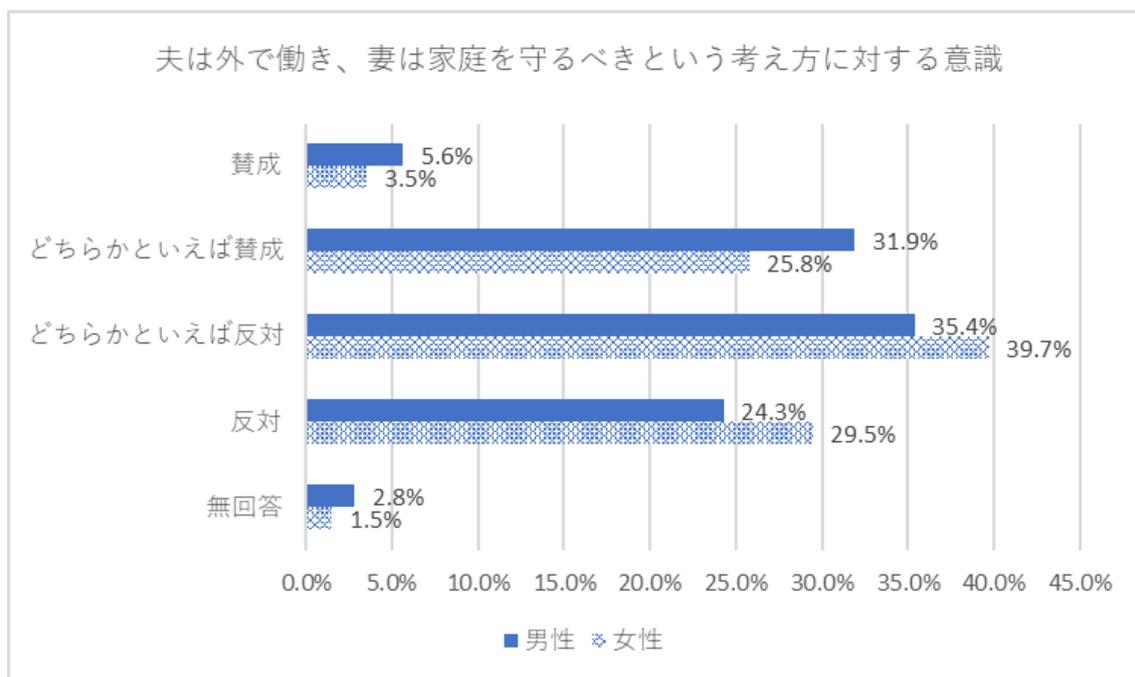
■ ■ ■ 第1節 男女共同参画の意識づくり ■ ■ ■

2024（令和6）年に内閣府が実施した男女共同参画に関する世論調査によれば、『夫は外で働き、妻は家庭を守るべき』という考え方について、あなたはどうお考えですか」という問いに対して、下のグラフのように男女ともに「どちらかといえば反対」と「反対」の合計は約6割強に及びますが、「賛成」と「どちらかといえば賛成」という考え方も根強く支持されています。また、次頁のグラフのように家庭生活における男女の地位の平等感に対して、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計が約6割となっています。

男女共同参画意識の認識と理解を深めるためには、ライフステージに応じて教育や就労、学習の場での働きかけが重要です。

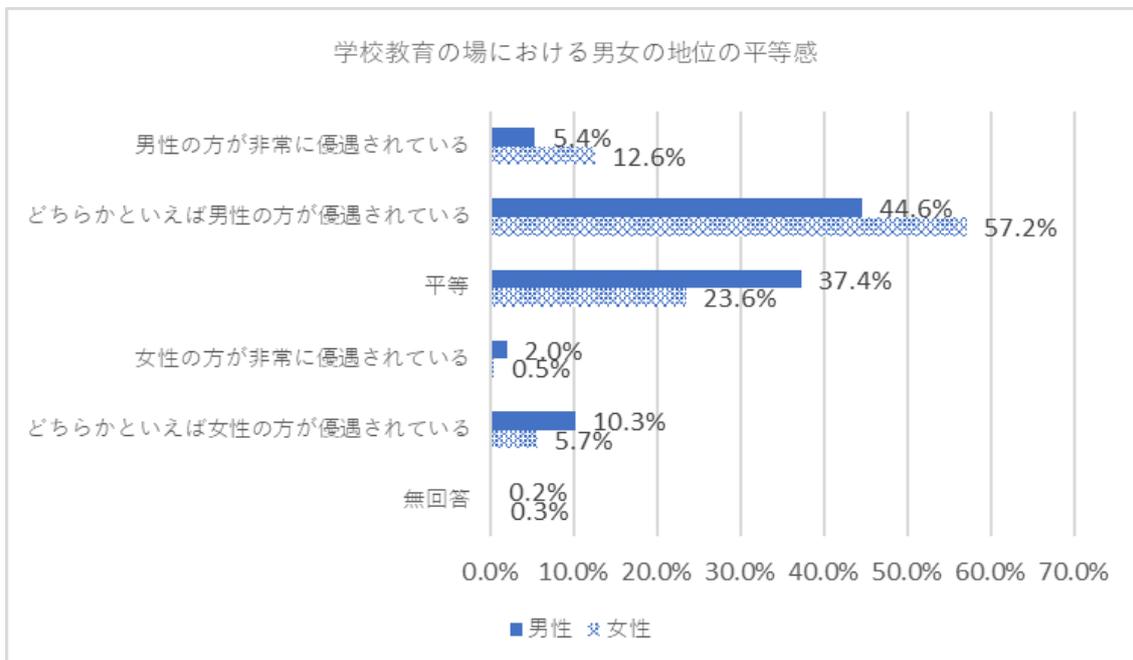
町は、男女共同参画意識を啓発するための情報誌の発行や講演会の開催など、学習機会の充実を図るとともに、行政刊行物等において使用する言葉やイラストに配慮します。

（設問）「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」という考え方について、あなたはどうお考えですか。（〇は1つ）



（資料：内閣府：男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年度実施））

(設問) あなたは、家庭生活における男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものをお答えください。(〇は1つ)



(資料:内閣府:男女共同参画社会に関する世論調査(令和6年度実施))

● コラム②

世界経済フォーラムが2025年6月に各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数を公表しました。この指数は経済、教育、健康、政治の4分野のデータから構成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。日本の総合スコアは0.666で153か国中118位でした。

(世界経済フォーラムHPより抜粋)

順位	国名	値	順位	国名	値
1	アイスランド	0.926	42	米国	0.756
2	フィンランド	0.879	85	イタリア	0.704
3	ノルウェー	0.863	101	韓国	0.687
4	英国	0.838	103	中国	0.686
5	ニュージーランド	0.827	116	セネガル	0.670
9	ドイツ	0.803	117	アンゴラ	0.668
32	カナダ	0.767	118	日本	0.666
35	フランス	0.765	119	ブータン	0.663

■施策の方向 1 男女共同参画の啓発機会の拡充

1. 男女平等意識の普及・啓発 (企画政策課)

◆内容

男女共同参画に関する町民の認識と理解を深めるため、意識啓発を目的としたイベントに出展します。

達成度を計る指標	意識啓発を目的としたイベントの出展	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
	1回/年	1回/年を維持継続

2. 職員研修事業 (総務課)

◆内容

職員一人ひとりが男女平等の知識を深め、認識を共有するため、意識啓発研修を実施します。また、さまざまなハラスメントやDVの防止のための意識啓発も行います。

※関係団体等の開催事業への派遣研修や共催事業への参加を含みます。

3. 男女共同参画に係るボランティア活動団体等との協働 (企画政策課)

◆内容

男女共同参画意識の啓発と定着のため、男女共同参画推進ボランティアの皆さんを始めとするさまざまな活動団体と町との協働により、各種事業を展開します。

■施策の方向2 男女共同参画に関する情報の収集と提供

1. 町民意識調査の実施 (企画政策課)

◆内容

男女共同参画に関する町民の意識調査を実施し、事業展開の重要な資料として活用します。

2. 男女平等意識の普及・啓発 (企画政策課)

◆内容

男女共同参画推進ボランティアの皆さんと共に、町民に男女共同参画に関する理解を深めていただくための情報誌の発行や、男女共同参画週間のPR活動を行います。

※男女共同参画週間：P5のコラム①をご参照ください。

達成度を計る指標	男女共同参画啓発情報誌「かけはし」発行回数	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
	1回/年	1回/年を維持継続

3. 刊行物の表現に対する配慮 (全課)

◆内容

町が発行する刊行物について、使用する言葉やイラスト等の表現に配慮します。

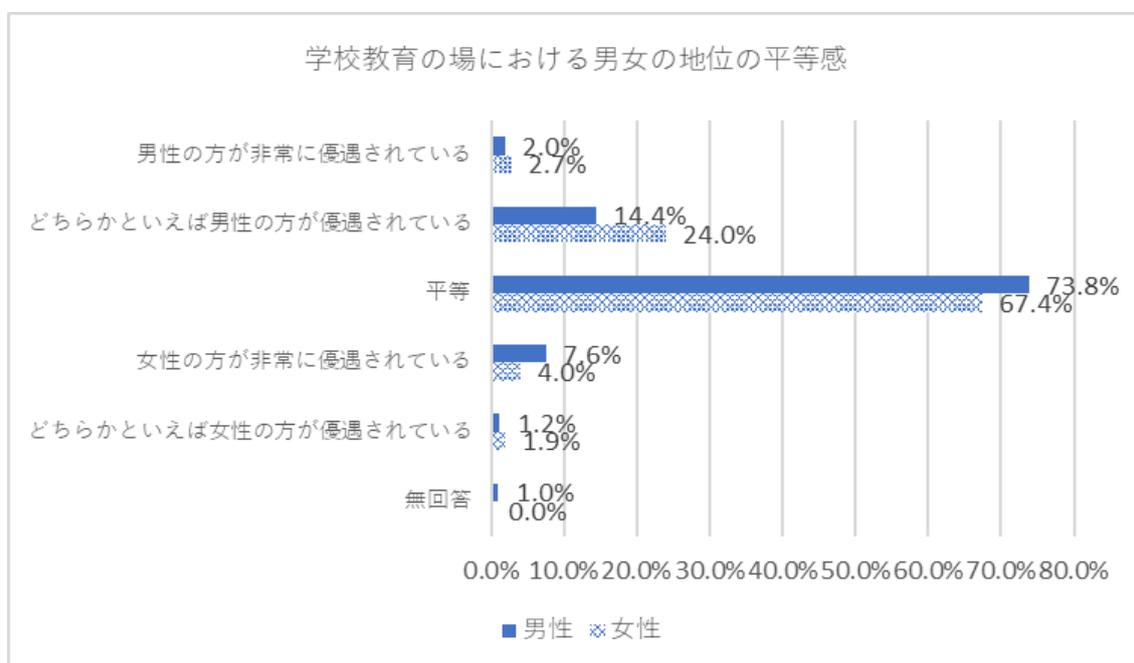


第2節 学校における人権教育の推進

学校では、男女平等観の形成のために、さまざまな施策を進めています。授業で人権問題を取り上げ、児童・生徒の発達段階に応じた資料をもとに学習するとともに、特定の授業に限らず、学校教育全体の中で、あらゆる機会を捉えて男女平等観の形成に努めます。

教職員に対しては、学校における男女平等教育推進のために研修会を開催します。

(設問) あなたは、学校教育の場で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものをお答えください。(〇は1つ)



(資料:内閣府:男女共同参画社会に関する世論調査(令和6年度実施))

■施策の方向 1 人権教育の推進

1. 男女平等教育の推進（学校教育課）

◆内容

男女共同参画意識を高めるため、教職員に対する研修機会及び児童や生徒に対する学習機会の充実を図ります。

2. 学校における人権教育（学校教育課）

◆内容

学校の授業において、人権に対する正しい理解と認識を深めるための機会を設けます。

第2章

あらゆる分野における男女共同参画の推進

現状と課題

社会のあらゆる領域での多様性の確保のためには、政策・方針決定過程への男女共同参画を進めていかなければなりません。

このプランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく、女性活躍推進に向けた町推進計画としての位置付けを併せ持つことから、女性の職業生活における活躍を推進、支援する取組を進める必要もあります。

男女一人ひとりの生き方が多様化する中で、男性も女性も共に家族としての責任を担い、社会がそれを支援していく体制づくりが重要であると同時に、職場・家庭・地域のバランスのとれた、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現が求められます。

国の第5次男女共同参画基本計画においては、「2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」としており、そのための通過点として、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」としています。

政策・方針決定過程への男女共同参画を拡大していくためには、町が率先して、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画についての取組を進める必要があります。各種審議会等への女性の登用率向上等により、目に見える形で示していくことで、より一層男女共同参画社会の形成が進むことが期待されています。

施策方針

「仕事、家庭、地域等に

男女が共に参画できる体制づくりを進めます」



第1節 仕事と家庭生活の両立支援

仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発活動などにおいて、自らが満足できるバランスの中で暮らすことはとても重要です。仕事と家庭の両立、家事と育児の両立、地域活動への参加等、多様なライフスタイルの提案をし、男女が共に充実した生活が送れるような環境づくりを支援します。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、将来に向けて働き方を見直す必要があります。仕事中心のライフスタイルを改善していくためには、事業者の積極的な取組が求められることから、事業者に対する男女共同参画の啓発活動を推進します。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律64号)第6条第2項の規定に基づく、女性活躍推進に向けた町推進計画)

■施策の方向1 育児・家事・介護等の男女共同責任の促進

1. 母子相談・保健指導等事業 (こども課)

◆内容

元気に母と子が出産を迎えられるように妊娠・出産・育児についての切れ目ない支援を行い、男女がともに子育てに参画するための意識づくりを図ります。

達成度を計る指標	子育てをする上で、気軽に相談できる人、または相談できる場所がある家庭の割合	
	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
	84.0%	現状値より上昇

2. 食育推進事業 (保険健康課)

◆内容

全町民が健康に配慮した食生活を営めるよう、食生活改善推進協議会の協力により、栄養や食文化などの職に関する知識の普及に努めます。

■ 施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

1. ワーク・ライフ・バランスの啓発（企画政策課）

◆内容

充実した生活を送るため、仕事と家庭生活、地域活動等とのバランスを取りながら、自分のライフステージに合致した多様な働き方を選択できるよう、意識啓発や情報の提供に努めます。

2. 民間保育所等運営支援事業（こども課）

◆内容

保護者等が労働・疾病などのために保育にあたることができない場合、保護者に代わり乳幼児に対し保育を行います。

達成度を計る指標	保育所待機児童数（4月1日現在）	
	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
	0人	0人を維持

3. 放課後児童健全育成事業（こども課）

◆内容

保護者等が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の就学児童に対し、授業の終了後に適切な生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

達成度を計る指標	放課後児童クラブ待機児童数（4月1日現在）	
	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
	0人	0人を維持

4. 駅前子育て支援拠点運営事業（こども課）

◆内容①

子育て支援を希望する保護者とその支援を提供することを希望する人の相互援助活動として、ファミリー・サポート・センター活動を実施します。

達成度を計る指標	ファミリー・サポート・センターのまかせて会員数	
	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
	50人	65人

◆内容②

駅前子育て支援センターにおいて、父親向けひろばや講座等の提供により父親の子育て参画意識を啓発します。

達成度を計る指標	開成町駅前子育て支援センターの利用者数	
	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
	11,259人	12,000人



■ ■ ■ 第2節 女性が活躍できる労働環境の整備 ■ ■ ■

国勢調査に基づく年齢階級別労働率では、一般的にM字型のカーブを描きます。それは、結婚・出産・子育て期にあたる20歳代後半から30歳代前半で就業する女性の割合が低下し、その後、育児から手が離れた40歳代に再就職をする傾向があるためです。

本町における女性の労働力率は、15歳以上の女性の労働力率が51.3%で約2人に1人が就業しているもしくは、就業を希望しています。

女性がどのライフステージにあっても働くことができるように、また、結婚・出産、子育て等で離職しても、再就職することができるように様々な情報を提供します。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条の規定に基づく、女性活躍推進に向けた町推進計画)

■ 施策の方向1 雇用や職場での不平等改善の啓発と働きかけ

1. 労働環境の整備啓発 (産業振興課)

◆ 内容①

「男女雇用機会均等法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく制度に関する最新情報を提供します。

◆ 内容②

パートタイム労働や派遣労働など多様化する労働形態に対応するため、労働条件の向上について普及・啓発を図ります。

■ 施策の方向2 ゆとりある生活と働きやすい勤務体制づくりの推進

1. 社会環境整備の促進 (産業振興課)

◆ 内容

育児・介護休業制度の普及定着に向け、広報紙等を通じて最新情報を提供します。

■ 施策の方向3 起業への支援

1. 労働環境の整備啓発（産業振興課）

◆ 内容

女性の起業を支援するため、就労情報や学習機会の情報提供を行います。
 ※厚生労働省神奈川労働局等から送付される資料による情報の提供を含みます。

■ 施策の方向4 生涯を通じた女性の健康支援

1. 保健予防事業（女性のためのがん検診）（保険健康課）

◆ 内容

女性が自らの健康管理のひとつとして、女性特有のがんである子宮頸がんや乳がんの検診制度を活用し、がんの早期発見、早期治療につなげます。

達成度を計る指標	がん検診受診者数	
	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
	2,453人	2,700人

2. 健康づくり推進事業（女性のための健康相談）（保険健康課）

◆ 内容

女性特有の病気やライフステージにおける心身の不調等に対応するため、健康相談や健康講座等を通じて女性の健康維持をサポートします。

第3節 政策・方針決定の場への共同参画

政策や方針決定過程の場に、男女が対等に参画することは、それぞれの意見を反映させていくために重要なことです。しかし、政策や方針決定過程に参画する女性の割合は、まだまだ低いのが現状です。

公正な社会を築くためには、社会の構成員の半数を占める女性の意見を、町の政策に反映していく必要があります。そのためには、町民を始め様々な分野の人の意見を行政に伝えていく機関である、各種委員会や審議会等への女性の参画はとても大切な取組です。

■委員会、審議会等委員への女性登用率

令和7年4月1日現在

委員会、委員、審議会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
教育委員	5	2	40.0%
選挙管理委員会	4	2	50.0%
監査委員	2	0	0.0%
農業委員会	12	2	16.6%
固定資産評価審査委員	3	0	0.0%
国民健康保険運営協議会	6	2	33.3%
総合計画審議会	13	6	46.1%
防災会議	15	1	6.7%
都市計画審議会	10	2	20.0%
民生委員推薦会	14	5	35.7%
町営住宅運営審議会	4	1	25.0%
水道事業運営協議会	8	3	37.5%
青少年指導員連絡協議会	15	4	26.6%
特別職報酬等審議会	0	0	0.0%
表彰審査委員会	5	1	20.0%
下水道運営審議会	0	0	0.0%
健康づくり推進協議会	9	7	77.7%
環境美化推進協議会	14	1	7.1%
文化財保護委員	5	0	0.0%
廃棄物減量等推進審議会	0	0	0.0%
環境審議会	10	2	28.6%
高齢者保健福祉事業運営協議会	10	4	40.0%

第2章 あらゆる分野における男女共同参画の推進

情報公開審査会	5	0	0.0%
個人情報保護審査会	5	1	20.0%
社会教育委員	9	3	33.3%
国民保護協議会	15	1	6.6%
学校運営協議会	35	13	37.1%
子ども・子育て支援に関する審議会	11	8	72.7%
協働推進会議	6	3	50.0%
スポーツ推進委員連絡協議会	8	4	50.0%
合計	258	78	30.2%

* 総合計画審議会は第五次開成町総合計画後期基本計画策定時の構成

* 防災会議及び国民保護協議会は平成 27 年開催当時の構成

* 下水道運営審議会、特別職報酬等審議会及び廃棄物減量等推進審議会は近年の審議実績なく、構成未定



■施策の方向1 町政への女性参画機会の促進

1. 人権・多様性が尊重される社会の実現（企画政策課）

◆内容

女性の社会参画を進めるため、女性の各種委員会等委員への登用促進に努めます。

達成度を計る指標	審議会等委員への女性登用率	
	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
	27.7%	40.0%

■施策の方向2 人材育成の支援

1. 女性の社会参画の促進（企画政策課）

◆内容

様々な分野で活躍できる女性育成のため、年度ごとにテーマを設定し、各種講座や職員研修等を実施します。

※関係団体等の開催事業への派遣研修や、共催事業への参加を含みます。



第4節 男女共同参画による地域活動の推進

「第六次開成町総合計画」では、「人と地域が輝き、笑顔と躍動感あふれるまち」の実現に向けて、町民と行政における対話をもとに、町民の視点に立ち、様々な施策を展開しています。

男女共同参画社会を実現するためには、町民の地域活動への参画はとても重要なことです。町は、多くの町民が地域で活動できるように支援するとともに、地域活動において、男女が平等に参画できるように働きかけます。

■施策の方向1 地域活動に男女が参画しやすい環境づくりの検討

1. 女性の社会参画の促進（企画政策課）

◆内容

地域活動団体役員への女性登用支援を始め、地域活動への理解促進のための広報・啓発を実施します。

■施策の方向2 防災・災害対策への女性の参画

1. 避難所運営への女性の参画（地域防災課）

◆内容

避難所での生活における女性のニーズやプライバシーの確保等に配慮した運営をするため、女性の参画による取組を進めます。

2. 女性消防団員の加入促進（地域防災課）

◆内容

女性の消防団員の加入を促進し、地域に密着した消防団活動の活性化を図ります。

第3章

暮らしやすい地域づくりと人権の尊重

現状と課題

男女共同参画社会とは、女性も男性も、各人が性別にかかわらず互いの人権を尊重し、相手に対する思いやりをもってその個性を發揮して生きていくことができる社会の実現であると言えます。

少子高齢化社会を迎え、子育て中の家族や高齢期の家族を社会全体で支えていける仕組みの整備を進めていくことは、重要な課題です。市民が男女の心身の健康やライフステージにおける課題について正しい知識や情報を入手し、理解して自らが主体的に行動し、地域全体で支援していく必要があります。

また、近年は多様な性を理解し、尊重することも重要な取組になっています。いわゆる性的マイノリティの方々は必ず人口の一定割合で存在するといわれています。そういった方々が孤立しないよう、理解と支援が必要となっています。

男女共同参画社会を実現する上で大きな課題である、DV等の暴力に対しても根絶の取り組みを進めなければなりません。近年は全国的にこれらに起因すると考えられる悲惨な犯罪も発生しており、重大な人権侵害であるDV等の暴力に対しては、積極的な取組が必要です。

なお、本章第4節は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく本町の基本的な計画として位置付けています。

施策方針

「男女が互いの性別にかかわらず、人権を尊重し

相手に思いやりをもって生きていく社会をつくります」



第1節 子育てを支える地域づくりの推進

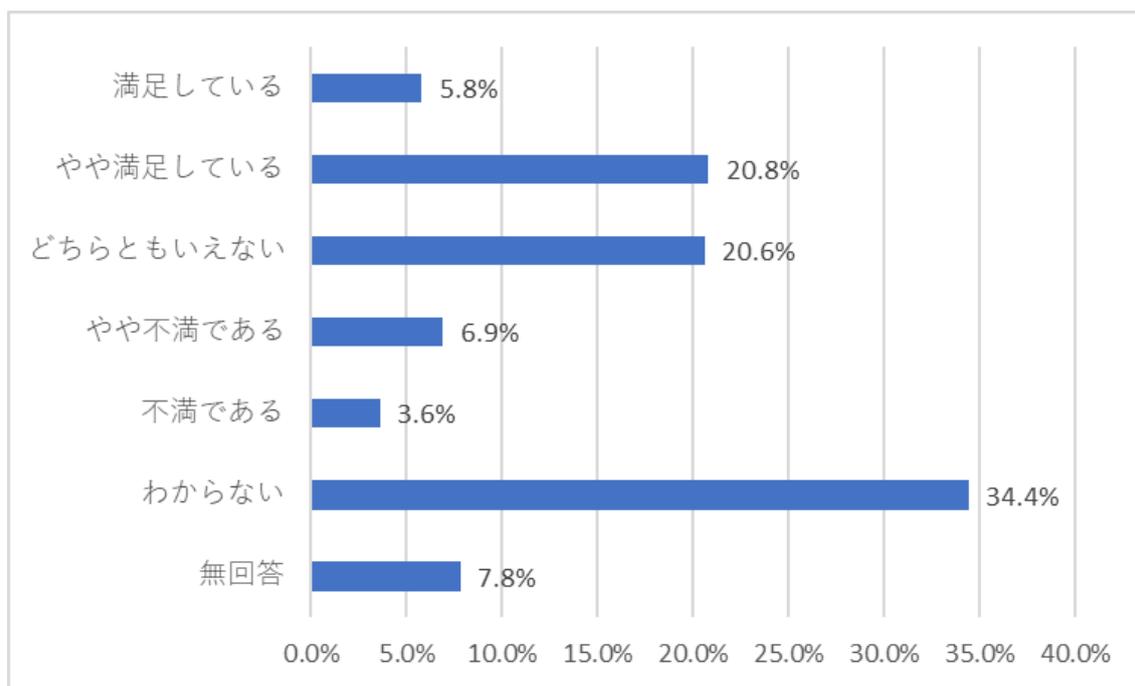
令和5年に実施した町民意識調査では、子育て環境の整備についての満足度は、「満足（5.8%）」「やや満足（20.8%）」で、満足の合計は26.6%でした。

不満とする人の合計は、「不満（3.6%）」「やや不満（6.9%）」と、満足の合計の2分の1以下の10.5%でしたが、一方で「どちらともいえない（20.6%）」「わからない（34.4%）」という評価が合計で半数以上という内容でした。

町は、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりを進め、子育てについての悩みを相談できる窓口を充実させるとともに、積極的に子育て情報の提供に努める必要があります。

（設問）この10年間で町が実施してきた施策についてどう感じていますか。【子育て環境の整備】（〇は1つ）

単位：%



（資料：令和5年実施 町民意識調査）

■施策の方向 1 子育て環境の整備

1. 生涯学習推進事業（生涯学習課）

◆内容

多くの父親と母親が、共にそろって「はじめての3歳児講座」に参加しやすいように、託児と共に土日の開催日を設けます。

2. 駅前子育て支援拠点運営事業（こども課）

◆内容

子育て支援センター機能の充実のため、未就学児親子等の交流、相談や講習会等、地域の子育て支援事業を実施します。

達成度を計る指標	開成町駅前子育て支援センターの年間利用者数	
	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
	11,259人	12,000人

● コラム③

かいせい男女共同参画ボランティアの皆さん編集による情報誌「かけはし」第27号のテーマ「アンコンシャス・バイアスという言葉を知っていますか？」の記事から抜粋してみました。

《アンコンシャス・バイアス（無意識の偏ったモノの見方）》

日常生活の中で、相手の行動や考えに対して「ふつうは〇〇だよ」「それって常識じゃないの？」と思ったり、意見することはありませんか？それはアンコンシャス・バイアス（無意識の偏ったモノの見方）かもしれません。

《自分が考える「あたりまえ」は他人の「あたりまえ」とは違うかも》

自治会の防災部長、幼稚園の先生と聞いてどういった人を連想しますか？

例えば、「防災部長をやる人は男性だろう」「幼稚園の先生は女性だよ」と想像した方は、とっさに連想したその反応こそが「アンコンシャス・バイアス」です。特に、性別による固定的な役割分担意識は、ジェンダー平等の実現を阻む課題となっています。

（令和7年3月1日発行 男女共同参画情報誌「かけはし」第27号から転載）

第2節 高齢者の自立支援

加齢による体力の低下や疾病などは、私たちが社会生活を営むことを困難な状況にする要因の一つです。

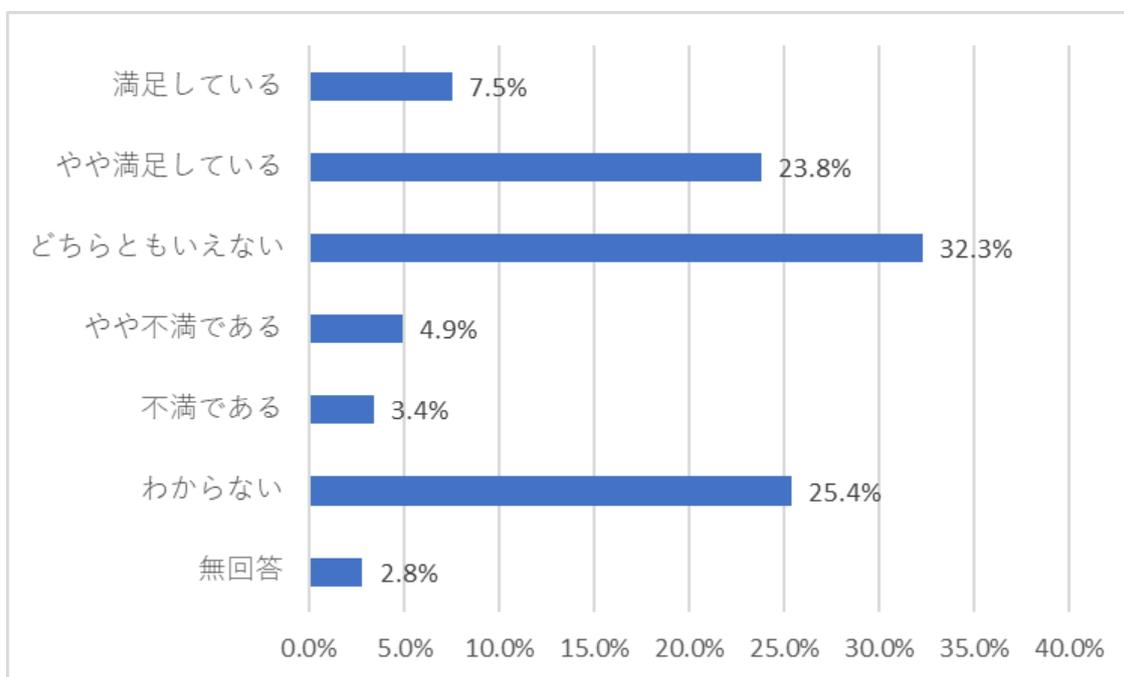
本町の老年人口（65歳以上）は、年々増加しており、今後も高齢化率は上昇していくと見込まれます。

令和5年に実施した町民意識調査では、福祉についての満足度について、「満足（7.5%）」「やや満足（23.8%）」と満足とする人の割合は、31.3%でした。

不満とする人の合計は、「不満（3.4%）」「やや不満（4.9%）」と満足の合計の3分の1以下の8.3%でしたが、一方で「どちらともいえない（32.3%）」「わからない（25.4%）」が5割以上を占めています。

本町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らせるよう、「開成町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を推進するとともに、介護サービス供給体制を充実させます。また、高齢者の介護をしている家族に対する身体的・精神的負担の軽減を図ります。

（設問）この10年間で町が実施してきた施策についてどう感じていますか。【福祉の充実】（〇は1つ）



（資料：令和5年実施 町民意識調査）

■施策の方向 1 地域で支える高齢者の自立と介護者への支援

1. 健康づくり推進事業（健康体操の普及）（福祉介護課）

◆内容

介護予防を目的として作成した町のオリジナル体操である、「かいせいいきいき健康体操」の普及を目的に、地域での体操サロンの定着に取り組みます。

2. 地域包括支援センター事業（福祉介護課）

◆内容

高齢者等を介護している家族に対して、介護に関する情報提供や介護技術の習得を図ることで家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

達成度を計る指標	地域包括支援センターの利用相談件数	
	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
	220名/月	利用相談件数の増加



第3節 生きがいづくりと健康維持

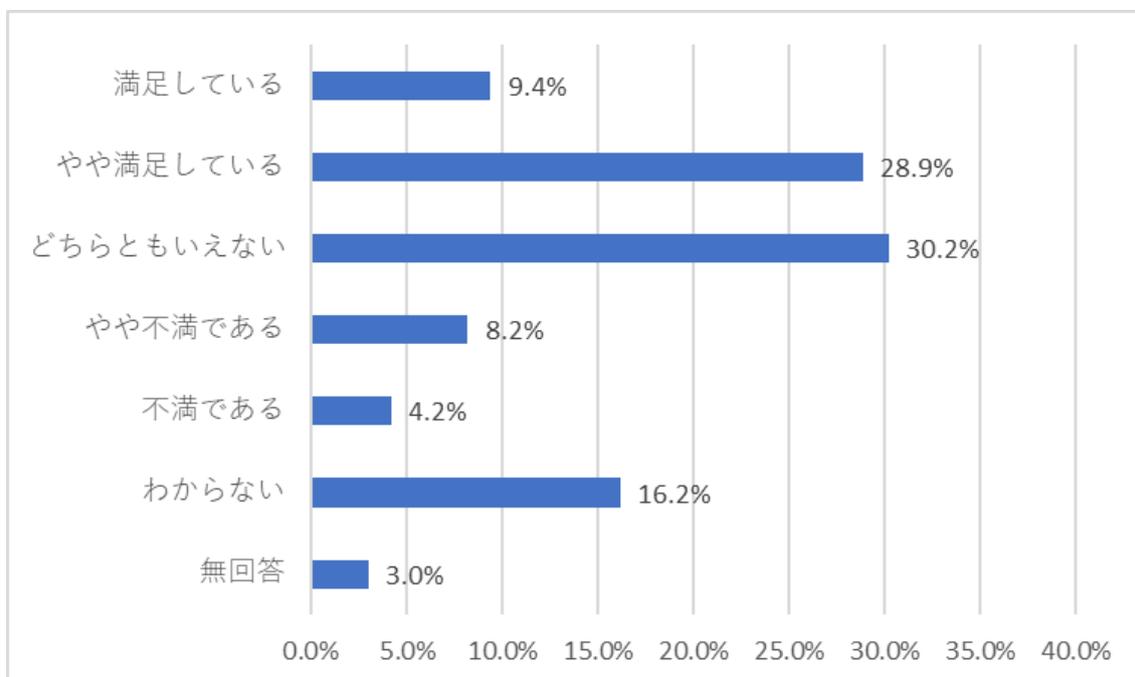
女性には妊娠や出産のための身体機能があり、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。男性は、自身の健康はもちろんのこと、女性特有の健康問題についても正しい知識を身につけておくことが必要です。

また、乳幼児から高齢者まで、それぞれの健康状態に応じた健康管理と健康づくりを適切に行うことも大切です。令和5年に実施した町民意識調査では、健康づくり・医療の充実の満足度について、「満足（9.4%）」「やや満足（28.9%）」で、満足とする人の合計は38.3%でした。また、不満とする人の合計は、「不満（4.2%）」「やや不満（8.2%）」と満足の合計の3分の1の12.4%でしたが、一方で「どちらともいえない（30.2%）」「わからない（16.2%）」の割合が、約半数を占めています。

町は、生涯を通じて健康で生きがいをもって生活できるよう、様々な学習講座を充実させ、年齢に応じた生涯学習を行えるようにさらに体制を整備する必要があります。

また、各種検診の実施や健康づくりに関わる講座等の開催、相談体制の強化を図ります。

（設問）この10年間で町が実施してきた施策についてどう感じていますか。【健康づくり・医療の充実】（〇は1つ）



（資料：令和5年実施 町民意識調査）

■施策の方向 1 生きがいづくりの支援

1. 生涯学習推進事業（生涯学習課）

◆内容①

人材バンク登録制度を充実し、優れた人材の掘り起こしを図ります。

◆内容②

多様化するニーズに対応するため、生涯学習講座の内容の充実を図ります。

達成度を計る指標	生涯学習講座への参加者数	
	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 10 年度）
	403 人	500 人

■施策の方向 2 生涯にわたる健康づくりの推進

1. 健康づくり推進事業（保険健康課）

◆内容①

疾病の早期発見を行い、生涯にわたり健康で暮らせるように、がん検診を始めとする各種検診を充実します。

◆内容②

生活習慣病予防のため、健康教育を充実します。

◆内容③

生涯にわたり、自立した生活をしていくために、健康に関する相談（メンタルヘルスを含む）を実施していきます。

達成度を計る指標	健康教育を受けた人の延べ人数	
	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 10 年度）
	964 人	1,000 人

2. 生涯スポーツ推進事業（生涯学習課）

◆内容

町民の健康増進や町民相互の親睦を図るため、スポーツイベントの充実を図るとともに、関係団体と連携し、スポーツ教室を開催します。

達成度を計る指標	スポーツ・レクリエーション事業の参加者数	
	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
	7,566人	9,500人

■ 施策の方向3 女性の権利の尊重と性についての意識啓発

1. 妊婦等包括相談支援事業（こども課）

◆内容

妊娠期から出産・子育て期の健康支援（妊産婦保健指導、相談、訪問等）を行います。また、対象者の健康状態を定期的に把握することで適切な支援や指導を行い、母子の健康を守り、健全な成長を促進します。

達成度を計る指標	産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合	
	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
	91.7%	93.0%

第4節 人権を尊重した生き方の啓発と支援

ドメスティック・バイオレンス（DV）は人権を侵害する重大な犯罪であるにも関わらず、家庭内で発生することが多いため顕在化しにくく、加害者に犯罪としての認識が薄いことも事案の深刻化の一因となっています。DVには、殴る蹴るなどの身体的暴力、暴言を吐く、無視をするなどの精神的暴力、性的暴力や家族に生活費を渡さないなどの経済的暴力等のさまざまな種類があります。そして、インターネットやスマートフォン等の普及により、行動を監視するなど、暴力の種類が増えつつあると同時に、デートDV（交際相手からの暴力）の問題も増加しています。

DVは、深刻な人権侵害です。本町は、関係機関との連携を強化して被害者の救済をするとともに、DV被害者の相談や自立に向けた支援をし、DVの根絶を目指します。

職場における異性への性的いやがらせ（セクシャル・ハラスメント）や職務上の地位等の優位性を背景とした攻撃や不当な要求（パワー・ハラスメント）等も重大な人権侵害です。これらのハラスメント防止のための意識啓発を行うとともに、被害者が安心して相談できる窓口を設けます。

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項の規定に基づく町基本計画）



■ 施策の方向1 DV等の根絶に向けた環境づくり

1. 配偶者等に対する暴力の根絶に向けた啓発（福祉介護課）

◆ 内容

さまざまな情報媒体を通じてドメスティック・バイオレンス（DV）は「犯罪」であるという意識を広め、その予防や根絶のための啓発を進めます。

● コラム④

DVとは英語の（domestic violence：ドメスティック バイオレンス）の略です。

用語に明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

例えばこんな事例が該当します。

《身体的暴力》

- 平手でうつ、げんこつで殴る、身体を傷つける可能性のあるものでなく
- 髪をひっぱる、首をしめる
- 足で蹴る、引きずり回す、物を投げつける

《精神的暴力》

- 「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」等と言う
- 実家や友人と付き合うのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックする
- 何を言っても無視して口を聞かない。
- 人前でバカにしたり、命令口調でものを言う
- 大切にしているものを壊したり、捨てたりする
- 生活費を渡さない
- 外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせたりする

《性的なもの》

- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- いやがっているのに性行為を強要する
- 避妊に協力しない

（内閣府男女共同参画局HPを元に作成）

2. セクシャル・ハラスメント等の防止（企画政策課／福祉介護課）

◆内容

職場などでのセクシャル・ハラスメントを始めとするさまざまなハラスメントを防止するための広報啓発を行います。

● コラム⑤

【職場のハラスメントって？】

職場のハラスメントとしては、概ね次の3つがあげられます。

① セクシャルハラスメント

男女雇用機会均等法では、

1. 職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給等の不利益を受けること。（対価型セクシャルハラスメント）
2. 性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること（環境型セクシャルハラスメント）

をいいます。

事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者、学校における生徒などもセクシャルハラスメントの行為者になり得ます。また、異性だけではなく、同性に対するものも該当します。

② 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法では、

1. 産前休業、育児休業等の制度や措置の利用に関する言動により、就業環境が害されるもの（制度等の利用への嫌がらせ型）
2. 女性労働者が妊娠したこと、出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの（状態への嫌がらせ型）

をいいます。

③ パワーハラスメント

厚生労働省が取りまとめた定義、類型では、

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の人間関係を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

（厚生労働省 HP を元に作成）

■施策の方向2 DV等の被害者の支援

1. 被害防止、被害者救済のための相談体制の整備 (福祉介護課)

◆内容

被害者が早期に、安心して相談を受けられるよう、安全と秘密の保持に配慮した相談窓口の整備に努めます。

2. 被害者の安全確保と自立に向けた支援の体制整備 (福祉介護課)

◆内容

情報の秘密保持のもと、被害者の不安や負担を軽減し、安全を確保した上で早期に自立を支援できる体制の整備に努めます。

3. 関係機関との連携 (福祉介護課)

◆内容

庁内の関係課との連携や、県等の他の行政機関等とのネットワークを通じて、情報交換や具体の事例検討・協議を行います。

● コラム⑥

① なぜDVから逃げられないの？

被害者は、暴力を振るわれ続けることにより、恐怖感や「自分は夫から離れることはできない」といった無力感におちいること等があげられます。

そのほかにも、夫の収入がなければ生活が困難な場合は経済的な問題、子どもの安全や就学の問題から逃げられない、あるいはこれまで築いた地位や人間関係を失ってしまうおそれ等を考えてしまうこともあります。

② 被害者や家族はどんな影響を受けるの？

被害者は暴力によるケガだけでなく、心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの精神的な影響を受けることもあります。また、暴力を目撃しながら育ったことにより、子どもの心身にもさまざまな悪影響が生じることがあります。

(内閣府男女共同参画局HPを元に作成)

第5節 多様な性を尊重する社会の実現

私たちのなかには、身体の性と心の性が一致しない人や、性的指向が同性や男女両方に向いている人がいます。こうした人たちのことを「性的マイノリティ」といいます。社会的には少数であるため、周囲の人々の偏見や無理解から、多くの困難や生きにくさを抱えて生活している人もいます。

男女共同参画社会の実現に向けて、こうした性的マイノリティの人たちも含めたそれぞれの個性を尊重し、お互いを認め合う関係性を構築する必要があります。

● コラム⑦

「SOGI（性的指向及びジェンダーアイデンティティ）の多様性に関する理解と尊重を目指して」

2023年6月、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民理解の増進に関する法律」（理解増進法）が施行されました。

SOGI（ソジ）とは性的指向を示す「Sexual Orientation」とジェンダーアイデンティティを示す「Gender Identity」の頭文字をとった略称です。SOGIは身体的な性などと共に、人間の性を構成する要素であり、誰もが有しているものです。

SOGIのあり方は自分で好きなように決めたり、急に変えたりすることはできません。

SOGIは、私たち一人ひとり誰もが有しているもので、そのあり方は人それぞれ異なり様々なバリエーションがあるものです。他者のSOGIのありのままの姿を理解することが望まれます。

SOに関する言葉 <small>恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての志向</small>	L	レズビアン	同性に惹かれる女性
	G	ゲイ	同性に惹かれる男性
	B	バイセクシャル	両性に惹かれる人
	A	アセクシャル	どのような性別の人にも惹かれない人
		ヘテロセクシャル	異性に惹かれる人
GIに関する言葉 <small>自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識</small>	T	トランスジェンダー	出生時に判断された性別とジェンダーアイデンティティが一致しない人
		シスジェンダー	出生時に判断された性別とジェンダーアイデンティティが一致している人
SOGIの両方	Q	クエスチョニング	性のあり方が定まっていない人、又は定めていない人

（内閣府HPより抜粋）

■施策の方向1 性的マイノリティに対する支援・理解の促進

1. パートナーシップ宣誓制度の運用 (福祉介護課)

◆内容

宣誓者に対し「パートナーシップ宣誓制度受領証」等を交付することで、多様性を認め合い、誰もがその人らしく生活できる地域社会の実現を目指します。また、近隣自治体と連携し、制度利用者の利便性を図ります。

2. 相談体制の整備 (福祉介護課)

◆内容

性的マイノリティの不安や悩みの相談体制を整備し、相談者の孤立を防止する取り組みに努めます。

3. 性的マイノリティに対する理解促進 (福祉介護課)

◆内容

性的マイノリティに対する理解の促進のため、広報誌等による啓発情報の発信に努めます。また、近隣自治体と連携し、圏域内の住民や自治体職員を対象とした講演会の実施を検討します。

4. 関係機関との連携 (福祉介護課)

◆内容

庁内の関係課との連携や、県・他自治体等の行政機関等とのネットワークを通じて、情報交換や具体の事例検討・協議を行います。

【注記】

この事業計画の中では、「施策の方向」に記載する取り組み（事業）について主管課を表示していますが、当該主管課名は、令和7年4月1日付の機構改革に基づく新組織による主管課名です。

